ケアハウス 泉 正 園 運 営 規 定

社会福祉法人泉正会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉正会が設置経営する(ケアハウス)泉正園(以下「施設」という。)の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正且つ円滑な執行と老人福祉法の理念に基づき、利用者の処遇の充実並びに生活の安定を図ることを目的とする。

(管理運営方針)

第2条 施設の運営管理については、高齢者の特性に配慮した住みよい住宅を提供し、利用者の自主性尊重を基本として、利用者が明るく心豊かな生活ができるよう、食事の提供、入浴の準備、相談機能の充実、余暇活動の援助、疾病、災害等緊急時の対応等処遇に万全を期すことを基本方針とする。

(利用者の定員)

第3条 施設の利用者定員は15名とする。

(利用者の資格)

第4条 施設に入居できる者は、次の各号に該当するものとする。

- 1. 年齢は60歳以上であること。
- 2. 身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者であり、家族と同居でいない者及び自炊等に困難不安のある者。
- 3. 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、且つ問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者。
- 4. 介助を必要としないで、自力で日常生活を営むことができる者。
- 5. 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料が払える者。 確実な保証能力を有する身元保証人がたてられること。

(利用料等)

第5条 施設の利用料等の額は国の定める基準に従って理事長が定めるものとする。

第2章職員及び職務

(職員の区分及び定数)

第6条 施設には次の職員をおく。

- (1)施設長 (1)名
- (2)事務局長 (1)名
- (3)事務員 (1)名
- (4)生活相談員 1名
- (5)介護職員 1名
- (6) 栄養士 (1) 名
- ※()は兼務職員

(職務)

第7条

- 1. 施設長は、理事長の命を受け所属職員を指揮監督し、施設の業務を統括するものとする。
- 2. 事務員は施設会計・財産管理・庶務等の事務を行う。
- 3. 生活相談員は、利用者の生活向上に必要な生活指導・相談・援助等に従事する。
- 4. 介護職員は、利用者の援助並びに清掃を行う。
- 5. 栄養士は、利用者の給食献立・栄養管理・調理上の衛生指導及び調理員と連携し給食調理等の業務を行う。
- 6. 調理員は、栄養士と連携し、利用者の給食調理業務を行う。

第3章入居及び退居

(入居の申し込み)

第8条

- 1. 施設への入居希望は、利用申込書(様式1)を提出しなければならない。
- 2. 施設は申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、利用申込者名簿に記入し、登録するものとする。

(入居希望者の面接調査)

- 1. 入居希望者の面接は、本人及び身元保証人との面接により行うものとする。
- 2. 前項の調査は生活状況、家庭状況等について詳細に聴取すると共に、健康診断書(様式2)の提出を求め、健康状態を把握するものとする。
- 3. 前項の調査の結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、また入居を不適当と認めた者に対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第10条

- (1)入居契約
- (2)身元保証書(様式3)
- (3)その他、施設長が特に必要と認めた書類

(利用者台帳の整備)

第11条 利用者に対しては、入居時の健康診断を行うとともに、本人のこれまでの生活状況、家族状況を利用者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退去)

第12条 利用者は、退居しようとするときは、退居届(様式4)を提出しなければならない。

(死亡)

第13条 施設長は、利用者が死亡したときは、身元保証人に連絡する等必要な措置をとるものとする。

(入居の取消)

第14条 施設長は、利用者が次の各号の一つに該当するときは、入居を取消すことができる。

- 1. 不正または偽りの手段によって入居の承認を受けたとき。
- 2. 正当の理由なく利用料を滞納したとき。
- 3. 日常の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。

- 4. 身体的又は精神的疾患若しくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をあたえられる恐れがあると認められたとき。
- 5. 前各号のほか、施設での生活が不適当と認められたとき。

(居室の変更)

第15条 施設長は、利用者が次の各号の一つに該当するときは、居室の変更をすることができる。

- 1. 利用者の身体機能低下等、居室を変更することが適当と認められたとき。
- 2. その他、施設長が必要と認められるとき。

(処遇上の基本原則)

第16条 利用者の処遇については老人福祉法の理念に基づき、利用者がその心身の状況に応じて快適な日常生活を営むことができるように配慮しなければならない。

(相談・助言)

第17条 利用者に対しては、親身になって各種相談に応ずるとともに、適切な助言を行い、必要に応じて行政や在 宅福祉サービス等の充分な連携をとり、その有効な利用について積極的に援助を行うものとする。

(食事)

第18条 利用者に対して毎日3食を給し、高齢者に適した食事を提供するものとする。

- 1. 食品の調理加工及び保管は衛生的に行い、栄養士による毎日の献立表を作成して栄養バランスに留意する。
- 2. 食事が不要になる場合、前々日(2日前)の17:00までに申し出る。申し出た方に限り、食費を1食200円返金する。(請求の際、1ヶ月分まとめて計算することとする。やむを得ず当日食事をキャンセルする場合、2時間前までに知らせる。
- ※但しこの際、食事の返金はしないこととする。デイサービスを利用している方は、申し出は不要とする。

(入浴)

第19条 1階浴室の入浴は隔日(2日に1回)以上とし、利用者が定められた時間帯に入浴できるよう準備を行うものとする。

※原則として、個別の入浴介助はおこなわないこととする。

(生活援助)

第20条 利用者に対する日常生活の援助は、原則として実施しないものとする。

※利用者が入居後において心身の故障等で家事等が独力でできず、又病気等で介護者が必要となった場合には、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な措置をとることとする。この場合、所要の費用は利用者の個人負担とする。

(保健衛生)

第21条 利用者が受けた定期健康診断結果を保存する等日常における健康管理に配慮することとする。

- 1. 利用者の健康維持にあたっては、特に高齢者特有の疾病の予防に努めるものとする。
- 2. 利用者に対し随時保健衛生知識の普及指導を行うものとする。

第4章利用者の規律

(利用者の心得)

第22条 施設長は、利用者が守るべき「入居のしおり」を利用者に配布し、その趣旨を十分周知徹底しなければならない。

(約束事の遵守)

第23条 施設長は、施設の円滑な運営を図るため、利用者が「入居のしおり」を遵守し、施設の諸行事、事業等に参加協力するよう努力することとする。

(外泊及び外出)

第24条 利用者は、外泊又は外出しようとするときは、外出届又は外泊届に所要事項を記入し、届け出るものとする。

(来訪者)

第25条

- 1. 利用者は、来訪者があったときは、その都度来訪者名簿に記入し届け出るものとする。
- 2. 来訪者が自室に宿泊しようとするときは、必ず施設長の承認を受けなければならない。

(環境整備)

第26条 利用者は、常に居室を清潔に整理、整頓して良好な環境と衛生の保持に努めるとともに、施設の建物内外の清掃、除草等に環境整備には積極的に協力することとする。

(身上変更の届出)

第27条 利用者は、入居後の身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに届け出るものとする。

(融和と信頼)

第28条 利用者は、相互に親睦と信頼を深め、よき隣人として融和し、他人の人権を無視するような言動のないように努めるものとする。

(居室内の工作)

第29条 利用者は、施設長の承認を得ずに、居室の形状を変更するような工作を加えてはならない。

(承認を必要とする事項)

第30条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ施設長の承認を得なければならない。

- 1. 敷地内に工作をしようとするとき。
- 2. 敷地内に自動車保有しようとするとき。

(動物飼育の禁止)

第31条 利用者は、居室または敷地内において小鳥及び小型魚類以外の動物を飼育してはならない。

(政治・宗教活動の禁止)

第32条

- 1. 当施設は、一切の政治活動及び宗教活動を行ってはならない。
- 2. 利用者は専用居室以外の場で、一切の政治活動及び宗教活動をしてはならない。また、他の入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(損害賠償)

第33条 利用者は、故意又は重大な過失によって、建物、設備、及び備品に損害を与えたときは、その損害を弁償し、又は原状に回復しなければならない。

第5条非常災害対策

(非常災害対策)

第34条 施設長は、火災、地震、風水害等に備えて、消火、避難、救出等に関する計画を定め、定期的に訓練の実地等万全の対策を講ずるとともに、利用者が常に防災に心掛けるよう指導しなければならない。

第6条夜間の管理体制

(近隣施設の協力)

第35条 施設長は、利用者等の安全と緊急時に対処するため、隣接する関連施設(宿日直員常勤)の協力を得るため、非常通報装置等を連結設置し、常時緊急対応できるよう万全体制を講ずるものとする。

第 7 条 雑 則

(地域社会の連携)

第36条 施設長は、常に地域社会との連携を深め、利用者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう配慮しなければならない。

(改正)

第37条 この規程を改正・廃止しようとするときは、社会福祉法人泉正会理事会の決済を経るものとする。

附則

- 1 この規程は平成24年4月1日より施工する。
- 2 この規程は平成28年8月1日より施行する。